

運輸審議会半年報

平成28年1月～6月

国土交通省運輸審議会

は し が き

平成28年1月から同年6月までの6ヶ月における運輸審議会の業務の概要を明らかにするため、運輸審議会半年報をここに刊行する。

この半年報は、運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第7条の規定に基づく業務報告書として作成したもので、同期間における運輸審議会の活動概要、事案等の処理状況、答申書、当審議会の委員の構成等を集録している。

この半年報が運輸に関する諸問題の理解の参考になれば幸いである。

運輸審議会半年報

平成28年1月～6月

I	今期の活動概要	2
II	運輸審議会審議事案等の処理状況	3
III	答申書	
	自動車	
	平28第5001号 西肥自動車株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案について	4
	平28第5002号 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定(南多摩交通圏)について	6
	平28第5003号 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定(京葉交通圏)について	11
	平28第5004号 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定(東葛交通圏)について	16
	平28第5005号 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定(千葉交通圏)について	21
	平28第5006号 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定(県南中央交通圏)について	26
	平28第5007号 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定(宇都宮交通圏)について	31
	平28第5008号 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定(富山交通圏)について	36
	平28第5009号 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定(久留米市)について	41
IV	説明聴取事案	46
V	部会	46
VI	過去の答申に基づくフォローアップ	46
VII	報告聴取等	47
VIII	委員の構成等	48

I 今期の活動概要

■ 概況

今期は、審議案件が10件あり、答申を9件（自動車9件）、国土交通省設置法第15条第3項に該当する事案（以下、「説明聴取事案」という。）の認定を1件（港湾1件）行った。また、他にも諮問を受けた案件が1件（鉄・軌道1件）あり、審議を継続している。

1 審議案件

○ 鉄・軌道

6月21日に諮問された宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール(株)からの軌道運送高度化実施計画の認定申請事案について、審議を継続している。^(注)

○ 自動車

1月26日に諮問された西肥自動車(株)からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案について、2月16日及び23日に審議の上、同月25日に認可することが適当である旨答申した。

4月26日に諮問された一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（南多摩交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、県南中央交通圏、宇都宮交通圏及び富山交通圏）事案について、5月12日及び26日並びに6月9日に審議の上、同月16日に指定することが適当である旨答申した。

^(注) 同事案については7月26日に公聴会を開催し、9月8日に認定することが適当である旨答申している。

5月19日に諮問された一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（久留米市）事案について、6月9日に審議の上、同月16日に指定することが適当である旨答申した。

○ 港湾

北九州市からの北九州港に係る港湾区域の変更同意申請事案について、5月24日に説明を聴取し、6月7日に説明聴取事案として認定した。

2 その他案件

○ 過去の答申に基づくフォローアップ

3月10日に自動車局から一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の取組状況について説明を聴取した。（一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について（平成27年5月26日、6月23日、7月28日、8月27日及び10月20日答申）のフォローアップ）

○ 現地調査

2月15日に東日本旅客鉄道(株)新幹線運行本部総合指令室、4月14日に新宿南口交通ターミナルについて、それぞれ現地調査を行った。

○ 報告聴取等

31件の案件について報告を聴取した。



新宿南口交通ターミナルでの現地調査

II 運輸審議会審議事案等の処理状況

(平成28年1月1日から
平成28年6月30日まで)

1 事案処理状況

区 分	鉄・ 軌道	自 動 車	航 空	港 湾	運 輸 安 全	そ の 他	計
答 申 事 案 件 数	0	9	0	0	0	0	9
公聴会開催事案件数	0	0	0	0	0	0	0
意見聴取実施事案件数	0	0	0	0	0	0	0
部会審議事案件数	0	0	0	0	0	0	0
説 明 聴 取 事 案 件 数	0	0	0	1	0	0	1
事 後 通 知 事 案 件 数	2	2	0	0	0	0	4

2 その他の状況

区 分	鉄・ 軌道	自 動 車	航 空	港 湾	運 輸 安 全	そ の 他	計
過 去 の 答 申 に 基 づ く フ ォ ロ ー ア ッ プ 件 数	0	1	0	0	0	0	1
報 告 聴 取 件 数	3	4	3	2	1	18	31
現 地 調 査 件 数	1	1	0	0	0	0	2

Ⅲ 答申書

自動車

○国土交通省告示第 477 号（平成 28 年 3 月 7 日）

国 運 審 第 9 5 号
平成 2 8 年 2 月 2 5 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

西肥自動車株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業
の上限運賃変更認可申請について

平 2 8 第 5 0 0 1 号

平成 2 8 年 1 月 2 6 日付け国自旅第 3 1 3 号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

西肥自動車株式会社の申請に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適当である。

キロ当たり賃率38円20銭に基づく対キロ区間制運賃とする。ただし、最初の2キロメートルまでの間についてはその2倍、10キロメートルを超え20キロメートルまでの間についてはその0.9倍、20キロメートルを超え30キロメートルまでの間についてはその0.8倍、30キロメートルを超える部分についてはその0.7倍の賃率を適用するものとし、また、初乗運賃は、170円とする。

理 由

1. 申請者は、平成9年12月1日に運賃の変更を行った後、消費税率（地方消費税率を含む。）の引き上げに伴い、税負担の転嫁を図るための運賃変更を平成26年4月1日に行い、同日から現行運賃を実施しているものであるが、近年、輸送需要の減少により、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、運賃を改定することにより収支の改善を図ろうとして、本申請を行ったものである。
2. 当審議会に提出された資料その他によって検討した結果、新運賃算定の基礎となるべき地域別標準原価方式による適正な運送原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）に基づく平年度である平成28年度の収支状況の見通しは、次のとおりである。
現行運賃による総収入（補助金を含む。）は2,128百万円、適正な運送原価は2,399百万円と推定され、差引き271百万円の損失を生ずるものと認められる。これに対し、運賃を主文のとおり改定すれば、総収入（補助金を含む。）は2,303百万円となり、差引き97百万円の損失を生ずるものと見込まれる。
3. 以上により、本申請は、道路運送法第9条第2項の基準に適合するものと認める。

○国土交通省告示第 871 号（平成 28 年 7 月 4 日）

国 運 審 第 8 号

平成 28 年 6 月 16 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 鷹箸 有宇壽

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平 28 第 5002 号

平成 28 年 4 月 26 日付け国自旅第 18 号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、南多摩交通圏（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「南多摩交通圏」をいう。以下同じ。）を指定の日から3年間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、南多摩交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、南多摩交通圏を指定の日から3年間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）のうち、次の（1）から（6）までのいずれにも該当する営業区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車営収が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。
 - （1）実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - （2）次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タ

タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の同意があること。

3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 南多摩交通圏は、所管局によると、平成26年度末のタクシー車両の台数の合計が1,240両で適正車両数の上限である1,214両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。

① 平成26年度の実働実車率は39.8%であり、平成13年度と比較して12.5%減少している。

② 平成26年度の赤字事業者車両数シェアが51.8%と1/2以上となっている。

③ 人口が約57万人の八王子市を含む営業区域である。

④ 平成26年度の総実車キロが36,582,853キロであり、前年度と比較して3.4%の減少となっている。

⑤ 平成26年度の日車実車キロが97.8キロであり、平成13年度と比較して16.1%減少している。また、走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が8,501件であり、全国における走行100万

キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値7.607件を上回っている。

- ⑥ 南多摩交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年3月8日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

(2) 以上の状況に鑑みると、南多摩交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が南多摩交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、特定地域計画等が速やかに作成されるよう協議会の円滑な運営のために必要な支援を適時適切に行うとともに、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めつつ、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。

(1) 利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。

(2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。

2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

国 運 審 第 9 号
平成 28 年 6 月 16 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 鷹箸 有宇壽

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平 28 第 5003 号

平成 28 年 4 月 26 日付け国自旅第 18 号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、京葉交通圏（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「京葉交通圏」をいう。以下同じ。）を指定の日から3年間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、京葉交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、京葉交通圏を指定の日から3年間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）のうち、次の（1）から（6）までのいずれにも該当する営業区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車營收が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。
 - （1）実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - （2）次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タ

タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の同意があること。

3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 京葉交通圏は、所管局によると、平成26年度末のタクシー車両の台数の合計が1,514両で適正車両数の上限である1,453両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。

① 平成26年度の実働実車率は37.9%であり、平成13年度と比較して14.5%減少している。

② 平成26年度の赤字事業者車両数シェアが54.1%と1/2以上である。

③ 人口が約62万人の船橋市を含む営業区域である。

④ 平成26年度の総実車キロが38,411,134キロであり、前年度と比較して2.2%の減少となっている。

⑤ 平成26年度の日車実車キロが86.0キロであり、平成13年度と比較して16.5%減少している。また、走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が8,107件であり、全国における走行100万

キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値7.607件を上回っている。

- ⑥ 京葉交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年3月10日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

(2) 以上の状況に鑑みると、京葉交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が京葉交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、特定地域計画等が速やかに作成されるよう協議会の円滑な運営のために必要な支援を適時適切に行うとともに、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めつつ、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。

(1) 利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。

(2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。

2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

国 運 審 第 1 0 号

平成 2 8 年 6 月 1 6 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 鷹箸 有宇壽

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平 2 8 第 5 0 0 4 号

平成 2 8 年 4 月 2 6 日付け国自旅第 1 8 号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、東葛交通圏（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「東葛交通圏」をいう。以下同じ。）を指定の日から3年間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、東葛交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、東葛交通圏を指定の日から3年間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）のうち、次の（1）から（6）までのいずれにも該当する営業区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車営収が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。
 - （1）実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - （2）次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タ

クシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の同意があること。

3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 東葛交通圏は、所管局によると、平成26年度末のタクシー車両の台数の合計が1,097両で適正車両数の上限である996両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。

① 平成26年度の実働実車率は35.3%であり、平成13年度と比較して16.1%減少している。

② 平成26年度の赤字事業者車両数シェアが51.1%と1/2以上である。

③ 人口が約48万人の松戸市を含む営業区域である。

④ 平成26年度の総実車キロが25,216,893キロであり、前年度と比較して3.0%の減少となっている。

⑤ 平成26年度の日車実車キロが81.4キロであり、平成13年度と比較して15.2%減少している。

⑥ 東葛交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多

様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年3月10日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

- (2) 以上の状況に鑑みると、東葛交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が東葛交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、特定地域計画等が速やかに作成されるよう協議会の円滑な運営のために必要な支援を適時適切に行うとともに、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めつつ、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。

(1) 利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。

(2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。

2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

国 運 審 第 1 1 号

平成 2 8 年 6 月 1 6 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 鷹箸 有宇壽

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平 2 8 第 5 0 0 5 号

平成 2 8 年 4 月 2 6 日付け国自旅第 1 8 号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、千葉交通圏（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「千葉交通圏」をいう。以下同じ。）を指定の日から3年間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、千葉交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、千葉交通圏を指定の日から3年間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）のうち、次の（1）から（6）までのいずれにも該当する営業区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車営収が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。
 - （1）実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - （2）次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タ

クシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の同意があること。

3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 千葉交通圏は、所管局によると、平成26年度末のタクシー車両の台数の合計が1,364両で適正車両数の上限である1,085両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。

① 平成26年度の実働実車率は28.6%であり、平成13年度と比較して19.0%減少している。

② 平成26年度の赤字事業者車両数シェアが59.9%と1/2以上である。

③ 人口が約96万人の千葉市を含む営業区域である。

④ 平成26年度の総実車キロが22,423,412キロであり、前年度と比較して4.7%の減少となっている。

⑤ 平成26年度の日車実車キロが68.9キロであり、平成13年度と比較して16.3%減少している。また、走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が0.0932件であり、全国における走行100

万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値0.0511件を上回っている。

- ⑥ 千葉交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年3月10日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

(2) 以上の状況に鑑みると、千葉交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が千葉交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、特定地域計画等が速やかに作成されるよう協議会の円滑な運営のために必要な支援を適時適切に行うとともに、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めつつ、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。

(1) 利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。

(2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。

2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

国 運 審 第 1 2 号
平成 2 8 年 6 月 1 6 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 鷹箸 有宇壽

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平 2 8 第 5 0 0 6 号

平成 2 8 年 4 月 2 6 日付け国自旅第 1 8 号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、県南中央交通圏（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「県南中央交通圏」をいう。以下同じ。）を指定の日から3年間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、県南中央交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、県南中央交通圏を指定の日から3年間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）のうち、次の（1）から（6）までのいずれにも該当する営業区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車營收が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。
 - （1）実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - （2）次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タ

クシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の同意があること。

3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 県南中央交通圏は、所管局によると、平成26年度末のタクシー車両の台数の合計が2,540両で適正車両数の上限である2,399両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。

① 平成26年度の実働実車率は35.6%であり、平成13年度と比較して10.6%減少している。

② 平成26年度の赤字事業者車両数シェアが65.6%と1/2以上である。

③ 人口が約125万人のさいたま市を含む営業区域である。

④ 平成26年度の総実車キロが54,510,155キロであり、前年度と比較して3.0%の減少となっている。

⑤ 走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が0.0763件であり、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値0.0511件を上回っている。

⑥ 県南中央交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年3月16日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

(2) 以上の状況に鑑みると、県南中央交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が県南中央交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、特定地域計画等が速やかに作成されるよう協議会の円滑な運営のために必要な支援を適時適切に行うとともに、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めつつ、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。

(1) 利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。

(2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。

2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

国 運 審 第 1 3 号

平成 2 8 年 6 月 1 6 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 鷹箸 有宇壽

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平 2 8 第 5 0 0 7 号

平成 2 8 年 4 月 2 6 日付け国自旅第 1 8 号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、宇都宮交通圏（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「宇都宮交通圏」をいう。以下同じ。）を指定の日から3年間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、宇都宮交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、宇都宮交通圏を指定の日から3年間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）のうち、次の（1）から（6）までのいずれにも該当する営業区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車営収が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。
 - （1）実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - （2）次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タ

クシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の同意があること。

3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 宇都宮交通圏は、所管局によると、平成26年度末のタクシー車両の台数の合計が845両で適正車両数の上限である643両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。

① 平成26年度の実働実車率は30.7%であり、平成13年度と比較して27.0%減少している。

② 平成26年度の赤字事業者車両数シェアが67.2%と1/2以上である。

③ 人口が約51万人の宇都宮市を含む営業区域である。

④ 平成26年度の総実車キロが14,029,333キロであり、前年度と比較して7.0%の減少となっている。

⑤ 平成26年度の日車実車キロが71.5キロであり、平成13年度と比較して10.4%減少している。

⑥ 宇都宮交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の

多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年3月14日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

- (2) 以上の状況に鑑みると、宇都宮交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が宇都宮交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、特定地域計画等が速やかに作成されるよう協議会の円滑な運営のために必要な支援を適時適切に行うとともに、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めつつ、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。

(1) 利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。

(2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。

2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

国 運 審 第 1 4 号

平成 2 8 年 6 月 1 6 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 鷹箸 有宇壽

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平 2 8 第 5 0 0 8 号

平成 2 8 年 4 月 2 6 日付け国自旅第 1 8 号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、富山交通圏（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「富山交通圏」をいう。以下同じ。）を指定の日から3年間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、富山交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、富山交通圏を指定の日から3年間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）のうち、次の（1）から（6）までのいずれにも該当する営業区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車営収が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。
 - （1）実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - （2）次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タ

クシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の同意があること。

3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 富山交通圏は、所管局によると、平成26年度末のタクシー車両の台数の合計が437両で適正車両数の上限である321両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。

① 平成26年度の実働実車率は32.0%であり、平成13年度と比較して18.3%減少している。

② 平成26年度の赤字事業者車両数シェアが61.5%と1/2以上である。

③ 人口が約41万人の富山市を含む営業区域である。

④ 平成26年度の総実車キロが6,546,681キロであり、前年度と比較して4.3%の減少となっている。

⑤ 平成26年度の日車営収及び日車実車キロがそれぞれ27,478円及び60.6キロであり、平成13年度と比較してそれぞれ15.4%及び22.2%減少している。

⑥ 富山交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年3月25日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

(2) 以上の状況に鑑みると、富山交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が富山交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、特定地域計画等が速やかに作成されるよう協議会の円滑な運営のために必要な支援を適時適切に行うとともに、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めつつ、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。

(1) 利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。

(2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。

2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

国 運 審 第 1 5 号

平成 2 8 年 6 月 1 6 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 鷹箸 有宇壽

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平 2 8 第 5 0 0 9 号

平成 2 8 年 5 月 1 9 日付け国自旅第 3 2 号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、久留米市（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「久留米市」をいう。以下同じ。）を指定の日から3年間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、久留米市における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、久留米市を指定の日から3年間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）のうち、次の（1）から（6）までのいずれにも該当する営業区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車営収が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。
 - （1）実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - （2）次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タ

クシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の同意があること。

3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 久留米市は、所管局によると、平成26年度末のタクシー車両の台数の合計が624両で適正車両数の上限である491両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。

① 平成26年度の実働実車率は30.3%であり、平成13年度と比較して17.4%減少している。

② 平成26年度の赤字事業者車両数シェアが86.1%と1/2以上である。

③ 人口が約30.2万人の久留米市を含む営業区域である。

④ 平成26年度の総実車キロが8,604,331キロであり、前年度と比較して5.8%の減少となっている。

⑤ 平成26年度の日車実車キロが52.6キロであり、平成13年度と比較して13.4%減少している。

⑥ 久留米市における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様

な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年４月１８日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

- (２) 以上の状況に鑑みると、久留米市については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が久留米市を特定地域として指定することは適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、特定地域計画等が速やかに作成されるよう協議会の円滑な運営のために必要な支援を適時適切に行うとともに、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めつつ、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。

(1) 利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。

(2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。

2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

IV 説明聴取事案

港湾

認定月日	申請者	事案の内容
6月7日	北九州市	北九州港に係る港湾区域の変更同意申請

V 部会

運輸安全確保部会

審議月日	事案の内容	開催場所
3月22日	運輸安全マネジメント制度の現状について	国土交通省2号館 16階運輸安全会議室

- (備考) 1. 「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針」に基づく報告
2. 運輸審議会本審議会・運輸安全確保部会合同会議として開催

VI 過去の答申に基づくフォローアップ

自動車

審議月日	事案の内容	対象答申	説明部局
3月10日	一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の取組状況について	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について (平成27年5月26日、6月23日、7月28日、8月27日及び10月20日答申)	自動車局

Ⅶ 報告聴取等

年月日	事 案 の 内 容	説 明 部 局
1月5日	平成27年の審議状況について	運輸審議会審理室
1月7日	平成28年度自動車局予算概要について	自動車局
1月12日	平成28年度海事局予算概要について	海事局
1月14日	平成28年度航空局予算概要について	航空局
1月19日	平成28年度総合政策局予算(交通関係)概要について	総合政策局
1月21日	平成28年度港湾局予算概要について	港湾局
1月28日	平成28年度観光庁予算概要について	観光庁
2月2日	平成28年度鉄道局予算概要について	鉄道局
2月4日	平成28年度国土交通省税制改正(交通関係)について	総合政策局
2月9日	航空輸送の安全にかかわる情報について	航空局
2月18日	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の改正について	総合政策局
3月1日	海上輸送の安全にかかわる情報(平成26年度)について	海事局
3月3日	これからの社会資本整備のあり方について	総合政策局
3月8日	海上保安業務の現状について	海上保安庁
3月15日	運輸審議会の今後の運営方法の見直しについて	運輸審議会審理室
3月17日	港湾における洋上風力発電の導入円滑化の取組について	港湾局
3月22日	運輸安全マネジメント制度の現状について※ (運輸審議会・運輸安全確保部会 合同会議)	大臣官房 運輸安全監理官
3月24日	トラック運送業界における人材確保対策について	自動車局
3月31日	無人航空機の安全対策について	航空局
4月5日	今後の自動運転について	自動車局
4月7日	明日の日本を支える観光ビジョンについて	観光庁
4月12日	新たな国土形成計画について	国土政策局
4月19日	ICTを活用した歩行者移動支援について	総合政策局
4月21日	北海道総合開発計画の策定について	北海道局
5月17日	サイバー攻撃の現状とセキュリティ対策について	総合政策局
5月31日	宇都宮市及び芳賀町におけるLRTの導入について	鉄道局
6月2日	東京圏における今後の都市鉄道のあり方について	鉄道局
6月14日	気象業務はいま2016について	気象庁
6月23日	事業用自動車事故調査報告書について	自動車局
6月28日	平成27年度国土交通白書について	総合政策局
6月30日	海事産業の生産性革命(i-Shipping)による造船の輸出拡大と地方創生のために推進すべき取組について	海事局

※ 「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針」に基づく報告

VIII 委員の構成等

○委員

平成28年6月30日現在の運輸審議会委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名
会 長	鷹 箸 有宇壽
会長の職務を代理する常勤の委員	原 田 尚 志
委員(非常勤)	松 田 英 三
委員(非常勤)	河 野 康 子
委員(非常勤)	根 本 敏 則
委員(非常勤)	山 田 攝 子

(備考)

委員の任命(新任) 原田 尚志 委員(平成28年2月27日付け)

<新委員紹介>

はらだ たかし
原田 尚志

昭和50.	3	東京大学経済学部卒業
50.	4	日本国有鉄道に入る
62.	4	東日本旅客鉄道(株)に入る
63.	4	〃 高崎支社営業開発部長
平成 元.	2	〃 千葉支社総務部長
4.	5	〃 営業部サービス課長
6.	12	〃 人事部勤労課長
8.	6	〃 総務部総務課長
12.	6	〃 事業創造本部
		(東日本キヨスク(株)出向 代表取締役専務)
16.	6	東日本旅客鉄道(株)理事 千葉支社長
20.	6	(株)東日本環境アクセス 代表取締役社長(28.2退任)
28.	2. 27	運輸審議会委員
	3. 1	運輸審議会会長代理

○運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員

平成28年3月31日現在の運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名
部 会 長	鷹 箸 有宇壽
部 会 長 の 職 務 を 代 理 す る 委 員	松 田 英 三
委 員	山 田 攝 子
専 門 委 員	岡 本 満喜子
専 門 委 員	河 内 啓 二
専 門 委 員	酒 井 一 博
専 門 委 員	高 巖
専 門 委 員	谷 口 綾 子
専 門 委 員	中 條 武 志
専 門 委 員	村 山 義 夫

○事案処理職員

平成28年6月30日現在の事案処理職員は、次のとおりである。

官 職	氏 名
大臣官房審議官（運輸審議会審理室長）	堀 家 久 靖
総合政策局運輸審議会審理室 調査官	川 崎 博
総合政策局運輸審議会審理室 課長補佐	木 村 久 美

運輸審議会半年報

平成28年1月～6月